

建設リサイクル法Q & A（長崎県版）

第2条関係

- Q 1 特定建設資材に該当する具体的な資材名を提示してください。
- A 1 特定建設資材についての表を参照してください。（技術情報室と協議中）
- Q 2 特定建設資材に仮設材も含まれますか？
- A 2 含みます。
- Q 3 建築設備の床面積の算定方法は？
- A 3 床面積はゼロです。

第8条関係

- Q 11 建設資材の製造者の責務として廃棄物の減量義務はないのでしょうか？
- A 11 建設リサイクル法は、対象建設工事の現場から生じる特定建設資材廃棄物について受注者等に対し分別解体及び再資源化等を義務付けたものであり、製造者の責任を問うものではありません。
- Q 12 再資源化を推進するにあたり発注者の金銭的負担軽減措置はありませんか？
- A 12 ありません。

第9条関係

- Q 21 建設工事の規模に関する基準の請負代金の額は消費税込みですか？
- A 21 消費税込みです。
- Q 22 建築物の解体工事で特定建設資材廃棄物が生じない場合は対象になりますか？
- A 22 対象にはなりません。
- Q 23 建築物の新築工事等で特定建設資材を使用しない場合は対象になりますか？
- A 23 対象にはなりません。
- Q 24 建築物の新築工事等で特定建設資材を使用するが副次的に生ずる特定建設資材廃棄物がない場合は対象になりますか？
- A 24 対象になります。
- Q 25 建築物以外の工事で特定建設資材廃棄物が生じない場合は対象になりますか？
- A 25 特定建設資材を使用する場合は対象になります。
- Q 26 土木工事の場合の対象建設工事か否かの判断は、工種毎と工事全体とどちらでしょうか？
- A 26 土木工事の場合は、新築、維持・修繕、解体の工事全体の請負代金の額で判断します。なお、複雑な事例については、届出窓口にご相談ください。
- Q 27 対象建設工事に該当する場合でも特定建設資材廃棄物の発生量が少ない場合の免除措置はありませんか？
- A 27 ありません。したがって、届出も分別解体も再資源化等も義務を負います。

- Q 28 工事箇所が同一地の場合で請負契約を分割して行う場合の対象建設工事か否か判断はどうすればよいですか？
- A 28 発注者が同一であり機能上一体のものである場合は、同一地の工事全体の規模で判断します。
- Q 29 工事現場内で再資源化を行い、再利用する場合は対象建設工事になりますか？
- A 29 対象建設工事になります。なお、工事現場内での再資源化及び再利用については、再生材が、その用途に応じた規格を備えている必要がありますので、注意してください。また、その規格や再資源化の方法等について不明な点がある場合は、県土木部局、再資源化窓口にご相談ください。

第10条関係

- Q 30 届出書に必要な書類は何ですか？
- A 30 届出書、別表1～3の該当するもの、案内図、設計図又は写真、工程表です。
- Q 31 届出用紙はどこで入手できますか？
- A 31 届出窓口で無料で配布しています。また、県土木部のホームページからダウンロードすることもできます。
- Q 32 手数料は必要ですか？
- A 32 必要ありません。
- Q 33 ファックスまたはインターネットによる届出はできますか？
- A 33 紙による届出ししかできません。
- Q 34 郵送による届出はできますか？
- A 34 できます。ただし、書類に不備があった場合は、窓口での訂正をお願いします。
- Q 35 届出書の作成は建築物毎ですか、敷地毎ですか、工事の種類毎ですか？
- A 35 原則は工事の種類（80㎡、500㎡、1億円、500万円）毎ですが、工事の種類が2以上に該当する場合は、一の届出書にまとめても結構です。その場合は、該当する別表を全て添付してください。
- Q 36 別表2の廃棄物発生見込量の数値は使用する数量を記入するのですか？
- A 36 新築工事等である場合においては、当該工事に伴い副次的に生ずる特定建設資材廃棄物の量を記入してください。
- Q 37 計画変更命令を受けた場合は、変更届を提出してからさらに7日経過しないと工事に着手できないのですか？
- A 37 そのとおりです。
- Q 38 工事着手とはどの時点を指すのですか？
- A 38 現場での工事（仮設工事を含む）開始時点を指します。
- Q 39 工事完了後に行政機関への報告は必要ですか？
- A 39 必要ありません。
- Q 40 一の対象建設工事を分割発注し、請負業者が複数存在する場合の元請業者欄への記入方法は？
- A 40 様式を追加添付するなどして全ての請負業者を記入してください。（下請業者を除

く。)

第12条関係

- Q 41 請負予定業者の発注予定者への説明はいつ行えばよいのですか？
- A 41 請負契約締結前に書面で行うことになっています。
- Q 42 下請工事が発生した場合は、下請業者が発注者に説明をしなければならないのですか？
- A 42 説明の義務はありませんが、元請業者は下請予定業者に対して届け出た事項を告知しなければなりません。

第13条関係

- Q 51 下請け、孫請けとなる場合の請負契約はどのように締結すればよいのですか？
- A 51 元請業者と下請業者間、下請業者と孫請業者間それぞれでこの条文に適合する請負契約を締結しなければなりません。

第16条関係

- Q 61 再資源化とは何を意味するのですか？
- A 61 コンクリート系廃棄物の場合は、破碎等中間処理を行い、道路の路盤材や路床材、埋め戻し材等再生材として利用できる状態にすることを意味します。
- また、廃木材の場合は、同様に木質ボードや肥料等の材料として使用できる状態にすることを意味します。
- なお、廃木材については、ボイラー等の燃料として使用するサーマルリサイクルも再資源化のひとつとして位置付けられています。
- Q 62 再資源化を義務付けられるのは誰になるのですか？
- A 62 対象建設工事の受注者です。受注者には、元請業者だけでなく下請業者も含まれます。なお、自主施工者は、分別解体の義務は負いますが、再資源化の義務は負いません。
- Q 63 解体工事で請負の形態を採らずに日当で支払う場合も自主施工になりますか？
- A 63 職人を雇う場合は、自主施工には該当しません。
- Q 64 指定建設資材廃棄物＝廃木材は、再資源化に代えて縮減ができるとありますが、縮減の意味は何ですか？
- A 64 縮減とは、容積を減らす行為、焼却、脱水、圧縮等を意味します。なお、建設リサイクル法では、廃木材についてのみ縮減が認められています。よって、縮減とは焼却を意味することになります。
- Q 65 廃木材であれば必ず縮減ができるのですか？
- A 65 必ずというわけではありません。廃木材が発生する分別解体現場から直線距離で半径50 km以内に再資源化施設がない場合に限られます。
- Q 66 廃木材の数量が少ない場合は焼却処分することができますか？
- A 66 対象建設工事の場合は数量の多寡を問わず再資源化の義務を負います。

第18条関係

- Q 71 再資源化等が完了した場合に行う完了報告は誰から誰に対して行うものなのか？
- A 71 元請業者から発注者に対して行います。下請業者がいる場合も元請業者が行うこととなります。
- Q 72 再資源化等が完了した時とはどのような時を意味するのですか？
- A 72 再資源化を産業廃棄物処理業者に委託する場合は、回付されたマニフェストにより処理が終了したことを確認できた時、また、元請業者が自ら再資源化を行う場合は再利用できる状態に処理した時を意味します。
- Q 73 当該再資源化等の実施状況に関する記録とはどのようなものを求めているのか？
- A 73 工事の名称、工事の場所、工事の種類、廃棄物発生量及び完了報告すべき3項目等が考えられます。
- Q 74 移動式の再資源化施設により現場で再資源化してもよいのですか？
- A 74 移動式の再資源化施設を使用した現場での再資源化は可能です。また、この場合、元請業者（排出事業者）にあたる解体業者等が自ら再資源化を行うにあたっては産業廃棄物処分業の許可は不要となります。
- Q 75 処分待ちのための廃棄物の仮置きは認められますか？
- A 75 たとえ、仮置きであっても、廃棄物処理法に規定する保管基準の適用を受けることとなりますので、基準に抵触しないよう注意してください。

第21条関係（建設業法指導班と協議中）

- Q 81 解体工事業の登録業者は請負代金の額がいくらまでの解体工事ができますか？
- A 81 500万円未満までです。
また、この請負代金の額の範囲内の場合、建設業法のとび・土工工事業、土木工事業や建築工事業の許可を受けている業者は、解体工事業の登録がなくても解体工事はできます。
- Q 82 請負代金の額が500万円以上の解体工事をしようとする場合はどんな許可が必要ですか？
- A 82 解体対象物に応じた建設業法のとび・土工工事業、土木工事業や建築工事業の許可を受ける必要があります。
- Q 83 とび・土工工事業の許可で、請負代金の額が500万円以上の建築物の解体工事は請け負えますか？
- A 83 総合的な企画、指導、調整が必要な建築物以外は請け負えます。
- Q 84 土木工事業の許可で、請負代金の額が500万円以上の建築物の解体工事は請け負えますか？
- A 84 請け負えません。
- Q 85 建築工事業の許可で、請負代金の額が500万円以上の建築物の解体工事は請け負えますか？
- A 85 総合的な企画、指導、調整が必要な建築物は請け負えます。

第33条関係

Q 101 標識の様式はありますか？

A 101 国土交通省のホームページをご参照ください。

Q 102 標識には届出書の受付番号の記載が必要ですか？

A 102 必要ありません。

附則第2条関係

Q 111 平成14年5月29日までに請負契約を締結している場合は、本法の適用を受けますか？

A 111 受けません。

Q 112 平成14年5月29日までに工事に着手している場合は、本法の適用を受けますか？

A 112 受けません。

附則第3条関係

Q 121 建設リサイクル法の第五章（解体工事業）はいつから適用になっていますか？

A 121 平成13年11月30日以降は登録業者以外の解体工事はできなくなっています。

これには、下請業者も含まれます。（請負代金の額が500万円未満の場合）

また、建設業法の土木工事業、建築工事業やとび・土工工事業の許可を受けている場合は、解体工事はできます。（請負代金の額が500万円未満の場合）

参考

国土交通省の建設リサイクル法に関するホームページを紹介します。

アドレスは、<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/refrm.htm> です。